

【住まいサポート事業 公募型プロポーザル 応募に関する質問への回答】①

1) 募集要領 5 履行場所

履行場所での配置について

- ・公募要項5の履行場所（本庁2階保護管理課内）へ日中常時2名の配置は必須か？

（回答）配置は、原則2名以上（主任支援員、住まい支援員）の配置をお願いします。

また、業務の都合により配置職員が日中帯に履行場所で常在できない場合もあると思いますが、原則いずれか1名の在所をお願いします。

2) 募集要領 8 参加資格要件

業務受託における兼任について

- ・居住支援法人として県内全域にて住宅支援事業（サブリース等）を実施している場合、当該事業を実施（兼任）しながらも住まいサポート事業を受託することは可能か？

（回答） 居住支援法人としての住宅支援事業（以下、従来事業という）を実施しながらも本事業（住まいサポート事業）を受託することは可能です。ただし、従来事業と本事業の実績及び費用の重複が生じないようにしてください。